

博物館登録事務の補助執行に伴う支障及び 首長部局への移管を可能にする意義について

長野県教育委員会

長野県における支障事例①

【 知事部局移管時の手続きの誤り 】

- ・令和 5 年度に、地教行法第23条第 1 項に基づき文化財行政を知事部局に移管
- ・既に知事部局に移管していた文化行政と一体的に推進するため、条例や規則等の所要の改正を実施
- ・この際、特例として認められていない博物館登録事務も移管できるものと解釈を誤り、改正を実施
- ・後に誤りに気づき、知事部局へ補助執行するよう訂正する事態が生じた
- ・現在、文化財行政は知事部局が推進し、博物館登録事務は教育委員会に残り乖離が生じている

⇒博物館法に関する事務のうち、知事部局に移管できるものとできないものが存在し、法解釈が複雑となっていることから手続きの誤りが発生

長野県における支障事例②

【 申請書類提出・問い合わせ先の誤り 】

- ・博物館登録事務に係る申請書類の提出先は、補助執行させている知事部局文化振興課
- ・申請書類の様式上のあて名は博物館法に基づき長野県教育委員会としている
- ・このため、案内等はしているものの、長野県教育委員会に申請書類が提出されたり、問い合わせ先・申請書類のあて名の記載誤り等が発生
- ・申請者にとっても、分かりづらい体制となっている

博 物 館 登 録 申 請 書	
年 月 日	
<u>長野県教育委員会 殿</u>	住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の〕 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号
博物館法第12条第1項の規定により、博物館の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。	

⇒博物館法登録事務を知事部局に移管できず、知事部局への補助執行という形式をとらざるを得ないことから、事務処理体制や申請様式が複雑になり、申請者や事務処理に負担が生じている

首長部局に移管を可能にすることの意義

- ・文化行政を首長部局へ移管している場合、博物館登録事務も移管することで、意思決定の迅速化・責任の所在の明確化が図られる
- ・法律の解釈が明確になることで、これから首長部局へ移管を行う自治体の法規関係事務の負担が減少する（前述支障事例①）
- ・事務の所管が明確になり、申請者及び事務処理の負担が解消される（前述支障事例②）
- ・博物館登録事務について、文化行政と社会教育の両観点を活かしながら、自治体の実情に応じた柔軟な運営が可能となる

政治的中立性を担保するために想定される方策案

博物館登録の際に教育委員会の意見を聴取するなど、政治的中立性の担保のための措置を取ることが考えられる。